

やまぐち 6 次産業化・農商工連携商品登録制度実施要領

1 趣旨

この要領は、山口県内の農林水産業者等による 6 次産業化や農商工連携の市場拡大を図るため、6 次産業化・農商工連携の取組みにより開発された商品を登録する制度について必要な事項を定めるものとする。

2 登録要件

(1) 次のアからウに掲げる要件の全てに該当する 6 次産業化・農商工連携の取組みにより開発された商品であることとする。

ア 県産の農林水産物を主原料としていること

イ 開発後、概ね 3 年以内であること

ウ 商品コンセプト等が明確であること

(2) 前項 (1) に掲げるもののほか、やまぐち 6 次産業化・農商工連携推進協議会（以下「協議会」という。）が特に必要と認めるもの。

3 登録申請者

(1) 登録申請の対象者は次のアからウに掲げるものとする。ただし、任意団体の場合は規約および代表者の定めがあるものとする。

ア 県内農林漁業者の組織する団体、法人、県内農林漁業者個人（認定農業者等）及び任意団体

イ 県内に本社や主たる事業所を有する中小企業者

ウ 県産農林水産物の加工品の製造、販売を行う任意団体

(2) 前項 (1) に掲げるもののほか、協議会が特に必要とみとめるもの。

4 登録申請

申請者は、対象商品ごとに登録申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び申請調書（別記様式第 2 号）を協議会に提出しなければならない。

5 登録決定

(1) 協議会長は、4 の規定による申請があった場合、申請内容及び当該商品の登録要件の適否を確認し、登録の可否を決定し、直近の協議会に報告するものとする。

(2) 協議会長は商品登録を決定したときは、登録決定通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(3) 協議会長は、必要に応じて申請内容の聞き取り調査または実地調査（以下「実地調査等」という。）を実施することができるものとする。

(4) 申請者は、前項 (3) に規定する調査等に協力するものとする。

6 登録の公表

協議会長は、登録商品及び登録事業者の内容等を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

7 登録の期間

登録期間は、登録した日から3年を経過した日の属する年度の3月末日までとする。

8 登録の更新

- (1) 登録事業者は、登録期間終了後に引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間を更新することができる。
- (2) 前項(1)の規定による登録期間を更新する登録事業者は、その登録期間の満了する日の2か月前までに登録更新届出書(別記様式第4号)を協議会長に提出しなければならない。
- (3) 前項(1)の規定により更新される登録の期間は、登録期間の満了する日から3年間とする。

9 登録の廃止及び変更

登録事業者は、次のアからエのいずれにかに該当するときは、商品登録事項廃止届出書(別記様式第5号)または商品登録事項変更届出書(別記様式第6号)により、登録の廃止または変更を届け出るものとする。

ア 登録商品の製造・販売を中止したとき

イ 登録要件を満たさなくなったとき

ウ 登録商品名またはパッケージを変更したとき(軽微なものは除く)

エ 登録事業者の名称または所在地を変更したとき

10 登録の取り消し

- (1) 協議会は、登録商品又は登録事業者が次のアからエのいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - ア 登録商品が登録要件に適合しないことが判明し、9の登録変更に係る届出の提出に応じないとき
 - イ 登録事業者が廃業または休業したとき
 - ウ 虚偽の申請により登録を受けたとき
 - エ 社会的信用を失墜するような法令違反を行ったとき

(2) 協議会長は、登録を取り消す場合は、その対象となる登録商品及び登録事業者を公表することができる。

11 報告

登録事業者は、登録商品の生産または販売に起因した事故等の問題が生じたときは、事故等発生報告書（別記様式第7号）により、速やかに協議会長に報告しなければならない。

12 業務状況の聴取等

会長は、特に必要があると認めるときは、登録事業者に対して登録商品に係る報告を求め、実地調査または必要な指示等を行うことができる。

13 登録事業者の責務

(1) 登録事業者はこの要領を誠実に遵守するとともに次のアからエについて特に留意するものとする。

ア 登録商品の情報発信を積極的に行い、やまぐち6次産業化・農商工連携商品に対するイメージの向上につなげるよう努めること。

イ 登録商品の品質の維持に努めること。

ウ 登録商品の製造、販売状況に係る帳簿等関係書類の整理保管に努めること。

エ やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンターが実施する各種研修会や登録商品のPRイベント等への積極的な参加に努めること。

(2) 登録商品の製造、販売に起因した事故等の問題が生じたときは、登録事業者がその責任を負うものとする。

14 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(疑義解明)

この要領の解釈その他の疑義は、協議会長が必要に応じて決定する。

(施行期日)

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

この要領は、平成30年7月6日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月8日から施行する。